

朝日町結婚応援団活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 朝日町結婚応援団制度実施要綱第3条の規定により朝日町結婚応援団に登録している者(以下「結婚応援団」という。)による円滑な仲人活動に資するため、朝日町補助金等の適正化に関する規則(昭和58年規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で結婚応援団に対し補助金を交付する。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる結婚応援団の仲人活動に要する交通費とする。

- (1) お見合いの開催
- (2) お見合いのために他の仲人又は独身者を行う打合せ
- (3) 町の情報交換会又は他の市町村の仲人組織、仲人ネット、やまがた縁結びたいその他の仲人組織が行う情報交換会への参加
- (4) 仲人活動に係る研修会への参加

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、町内の移動に係る交通費については別表第1に、町外への移動に係る交通費については別表第2に定める額とする。

- 2 別表第1及び別表第2に掲げる地域以外の地域への移動に係る交通費については、朝日町一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和45年条例第6号)の適用を受ける職員に支給される旅費の額に準じた額を補助するものとする。

(活動報告)

第4条 結婚応援団は、町長が別に定める日までに活動報告書(別記様式第1号)を提出するものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、仲人活動をした日の属する年度の翌年度の4月20日までに朝日町結婚応援団補助金交付申請書(別記様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書には、前条の活動報告書の写しを添付するものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による交付決定の通知は、交付決定通知書(別記様式第3号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者は、速やかに朝日町結婚応援団活動補助金請求書(別記様式第4号)を町長に提出するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第9条 町長は、規則第17条に規定する場合のほか、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1

(1) 西部及び北部から中部行き

(単位:円)

	西部から	北部から
本町	111	222
西町	111	222
栄町	111	222
助ノ巻	74	259
大町	111	222
元町	111	222
緑町	111	222
西原	111	222
前田沢	185	185
新宿	185	185
四ノ沢	222	148
小原	259	111
宿	259	111
沼向	259	111
平	370	185
大隅	296	37
古槇	259	222
送橋	296	259
下芦沢	370	333
水本	555	518
杉山	185	481
松原	111	407
宇津野	74	370
大滝	148	296
雪谷	148	333

(2) 中部及び北部から西部行き

(単位:円)

	中部から	北部から
常盤	111	370
夏草	74	333
長沼	185	407
西船渡	37	259
八ツ沼	74	296
能中	111	333
高田	111	370
太郎1	148	407
〃 2	148	407
〃 3	222	444
石須部	222	444
立木	259	370
松程	185	444
白倉	333	444
朝日自然観	370	481
大舟木	296	555
今平	370	629

(3) 中部及び西部から北部行き

(単位:円)

	中部から	西部から
大谷1	222	370
〃 2	222	370
〃 3	222	370
〃 4	222	370
〃 5	222	370
〃 6	222	370
〃 7	296	444
〃 7 栗木沢経由	259	370
中沢	333	444
中沢 栗木沢経由	259	407
真中	259	370
舟渡	222	370
栗木沢	185	333
川通	259	370
大暮山	407	555
大沼	518	629
大沼 八ツ沼経由	259	296

(備考) 金額はいずれも片道に対する補助金の額

別表第2

	中部から	西部から	北部から
大江町	690	820	450
西川町	1,080	1,210	840
寒河江市	900	1,030	660
河北町	1,200	1,330	960
山辺町	1,020	1,150	780
山形市	1,200	1,330	960
天童市	1,370	1,500	1,130
上山市	1,460	1,590	1,220
東根市	1,550	1,680	1,310
村山市	1,680	1,810	1,440
大石田町	1,860	1,990	1,620
尾花沢市	1,860	1,990	1,620
舟形町	2,030	2,160	1,790
新庄市	2,210	2,340	1,970
酒田市	3,330	3,460	3,090
鶴岡市	3,330	3,460	3,090
白鷹町	592	722	1,042
長井市	1,062	1,192	1,512
南陽市	1,352	1,482	1,802
米沢市	1,632	1,762	2,082
高畠町	1,552	1,682	2,002

(備考) 金額はいずれも片道に対する補助金の額(復路も同額)

様式第2号

年 月 日

朝日町長 殿

住所 朝日町

氏名 ㊟

朝日町結婚応援団活動補助金交付申請書

このことについて、朝日町結婚応援団活動補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

金 _____ 円

様式第3号

朝日町結婚応援団活動補助金交付決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名 様

朝日町長 印

年 月 日付けで申請のあった朝日町結婚応援団活動補助金の交付については次
のとおり決定したので朝日町結婚応援団活動補助金交付要綱第6条の規定により、通知
します。

記

交付決定額 金 _____ 円

年 月 日

朝日町長 殿

住所 朝日町

氏名 ㊟

朝日町結婚応援団活動補助金請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった朝日町結婚応援団活動補助金について、朝日町結婚応援団活動補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 _____ 円

2. 振込口座

金融機関名	
店舗名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	(フリガナ) ※

※フリガナは必ずご記入ください。